

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
教育課程企画特別部会における意見発表

公益社団法人全国学校栄養士協議会
会長 長島 美保子

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」は、現行学習指導要領に画期的に書き込まれた食育の推進の成果を踏まえ、育成を目指す「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」として、「健康・安全・食に関する資質・能力」を掲げ、教科等横断的に育成していくことを求めており、食育推進において中核的な役割を担う栄養教諭の立場から期待するところが大きい。次期学習指導要領に寄せる本会の意見を述べる。

1. 次期学習指導要領の理念について

次期学習指導要領の改訂では、「社会に開かれた教育課程の実現」を通じて子供たちに必要な資質・能力を育成するという理念が示された。知識・理解に至る教育は行われてきたところであるが、それを確実に「生きる力」に変えるには、習得した知識・技能を基に、様々な状況において判断する力や行動する力並びに自らの人生や社会のために生かそうとする力を具体的に体得する学習の場面や行動変容につなぐ活動の機会を設けることが必要である。

学びを力に変え、確かな力として身につけることが必要である。

したがって、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」を見据えた教育課程が編成されることは、大変重要で意義深いことと考える。

教育課程全体を通したカリキュラム・マネジメントが各学校で実施され、学校教育目標の設定並びにその具現化に向けて、教育カリキュラムや組織運営などの全体的な見直しが行われ、全教職員が共通理解のもと、取り組む学校教育の改善、充実が図られることは、大変望ましいことと考える。

教科等横断的な視点で、教育の内容を組織的に配列していくこと、教育内容の質の向上に向けてPDCAサイクルを確立すること、教育活動に必要な人的・物的資源等を効果的に組み合わせること等を踏まえたカリキュラム・マネジメントの考え方には期待するところ大である。

2. 食育の重要性について

近年、社会環境の変化の中で、子供たちの生活習慣、食習慣にも課題が多い。複雑多岐化するこれからの世の中を、しなやかに生き抜くためには、調和のとれた心身であることが重要だが、それを支えるのは食である。食育を通して自分や家族のために健全な食生活を営むことができる子供を育てる必要がある。生涯を支える健康作りの基礎となる食育が、各学校段階において確実に行われることが重要だと考える。

そこで、「学びの地図」として示される改訂学習指導要領に基づき、すべての学校において食育が確実に行われるようお願いしたい。

私たち栄養教諭も、複雑化・多様化する学校現場にあって、チーム学校の一員として、専門性を発揮しつつ、子供たちの生涯にわたる健康と幸せを願い、発達段階における健康の保持増進を図り、心身の健全育成に資することを目的として、教育活動に取り組んでいきたい。

私ども協議会としても、引き続き、栄養教諭等に対して、子供を取り巻く家庭や地域、食の生産者や医療機関等、様々な関係機関と連携を取り、地域に根ざした食育を行うことができるよう、栄養教諭の資質・能力の向上を図ってまいりたい。

3. 教科等横断的な「食育」の推進について

現行学習指導要領の総則の「第1 教育課程編成の一般方針」の3において、学校における体育・健康に関する指導について、「特に学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導・安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、**体育科の時間はもとより、家庭科・特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。**」と示された。

現行学習指導要領に「食育の推進」が初めて明記され、食育は知育・徳育・体育の根幹をなすものとして、教育活動全体を通して取り組むこととされ、栄養教諭は学校における食育の中核として児童生徒の生きる力のスキルアップをめざし、食育に取り組んできた。

食は生きていく上で最も基本的な営みであり、健康で豊かな心身を育む上で不可欠なものである。健全な食生活は健康を育み、学力・体力の源となり、調

和のとれた人格と生涯にわたる健康の礎となる。

しかしながら、社会環境・生活環境の変化などに起因して、生活習慣病の低年齢化など食をめぐる健康課題や、学力・体力との関連など、子どもたちの食をめぐる課題はますます深刻になってきている。また、新たな課題として、子どもの貧困に伴う食生活のありようも懸念される。

体育科や家庭科、特別活動など、関連する各教科等を通じて、横断的に食育の推進が図られるよう、各教科等の関係を明確にするなどの改善・充実を図っていただきたい。

また、「審議のまとめ」においては、育成を目指す資質・能力として「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」を掲げ、その例示として、「健康・安全・食に関わる資質・能力」を挙げている。

前述のような「食育」の重要性を踏まえれば、食に関する資質・能力を教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。すべての学校において、食に関する指導が教科等横断的に確実に行われるよう、具体的な手立てが必要と考える。

例えば、教科等関連で取り組む食育の現状においては、食育の視点を踏まえた指導であっても、子供たちの変容を確認することまでは十分にできていないことから、食育について、個々の児童生徒の優れた活動を取り上げたり、子供自身が食生活に関する課題を解決していく力を身につけることができているかを確認したりする取組を推進することが重要である。

さらに、義務教育9年間をはじめとする各学校段階を通じて食育に取り組むことについて、教育課程の連続性を明確にしていきたい。

4. 各教科等における食育の推進について

学校における食育の重要な場面は、まずは毎日行われる学校給食の時間であるが、特別活動に位置づけられる学校給食の時間については、特別活動の授業時数の取り扱いに加えられない時間となっているため、大切な教育活動としての姿が見えにくい。給食の時間における学級担任と栄養教諭の連携した食育は、短時間の指導であっても毎日繰り返し行うことの積み重ねによって、大きな教育効果を上げることができる。まさに現代的課題に対応する重要な時間であり、給食時間において、食育の指導の充実が図られるようにして頂きたい。

また、「体育科」・「保健体育科」においては、食に関する指導に当たって、栄養教諭の専門性を生かすこととされている。「家庭科」・「技術・家庭科」は、「体育科」・「保健体育科」と同様に食育と密接な関係を有する教科であり、「食育を一層推進するための食事の役割や栄養・調理に関する学習活動を充実する」にあたっては、教科の教育的効果を上げつつ、食育の視点を押さえた指導を行うことができるよう、栄養教諭と担任が連携し実践的な授業が行われるようにしていくことが必要である。

さらに、成長期における児童・生徒に対して、運動会（体育会）など学校行事や受験期の食事、運動部や文化部などの部活動などの機会をとらえた、食育も重要である。その際、栄養教諭の専門性に基づいた科学的な視点にたったの食や栄養の指導によって効果を上げることができることから、栄養教諭による全体指導や個別的な相談指導が各学校において充実されるようにしていただきたい。

5. 学習指導要領の理念を実現するために

学習指導要領に食育が明記されてから10年、学校における食育推進の中核となる栄養教諭の配置がなされている学校においては、食育推進の指導体制も整い、食に関する指導の全体計画も整備される中で、質の高い食育が行われてきた。

栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題に対して、栄養教諭は、子供や保護者に、専門的知見に立った適切な指導助言を行っている。また、他の教員、養護教諭等と連携して校医等もふくむ組織体制を作り、保護者も巻き込んで子どもをめぐる食や健康の課題の解決に向けて取り組んでいる。

また、災害時においても自らの命を守り抜くことができる食や栄養の確保について、防災教育の重要な一端を担っている。

私たち栄養教諭がまさに食育をもって育てたい子供の姿は、食を教材に「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか、何が身に付いたか」を視点とした新しい学習指導要領改訂の基本的な方向と一致する。

一方、栄養教諭未配置校では十分な取り組みが難しく、子供たちに平等に食育が行われているとは言いがたい現状があり、全国的に見て、食育の取り組みに格差がみられる。

全ての子供たちに等しく食育を行うためには、教職員の人的整備にあわせ、チーム学校の一員としての栄養教諭の配置基準定数の見直しを検討して頂きたい。

あわせて、食育の教材としての役割を果たす学校給食は、現在小学校98.4%、中学校81.4%（完全給食・H26調査）で実施されており、第3次食育推進基本計画においては、中学校給食を90%にするという目標が掲げられた。義務教育において学校給食を行うものとして位置付け、充実した食育を推進することができるよう望むものである。